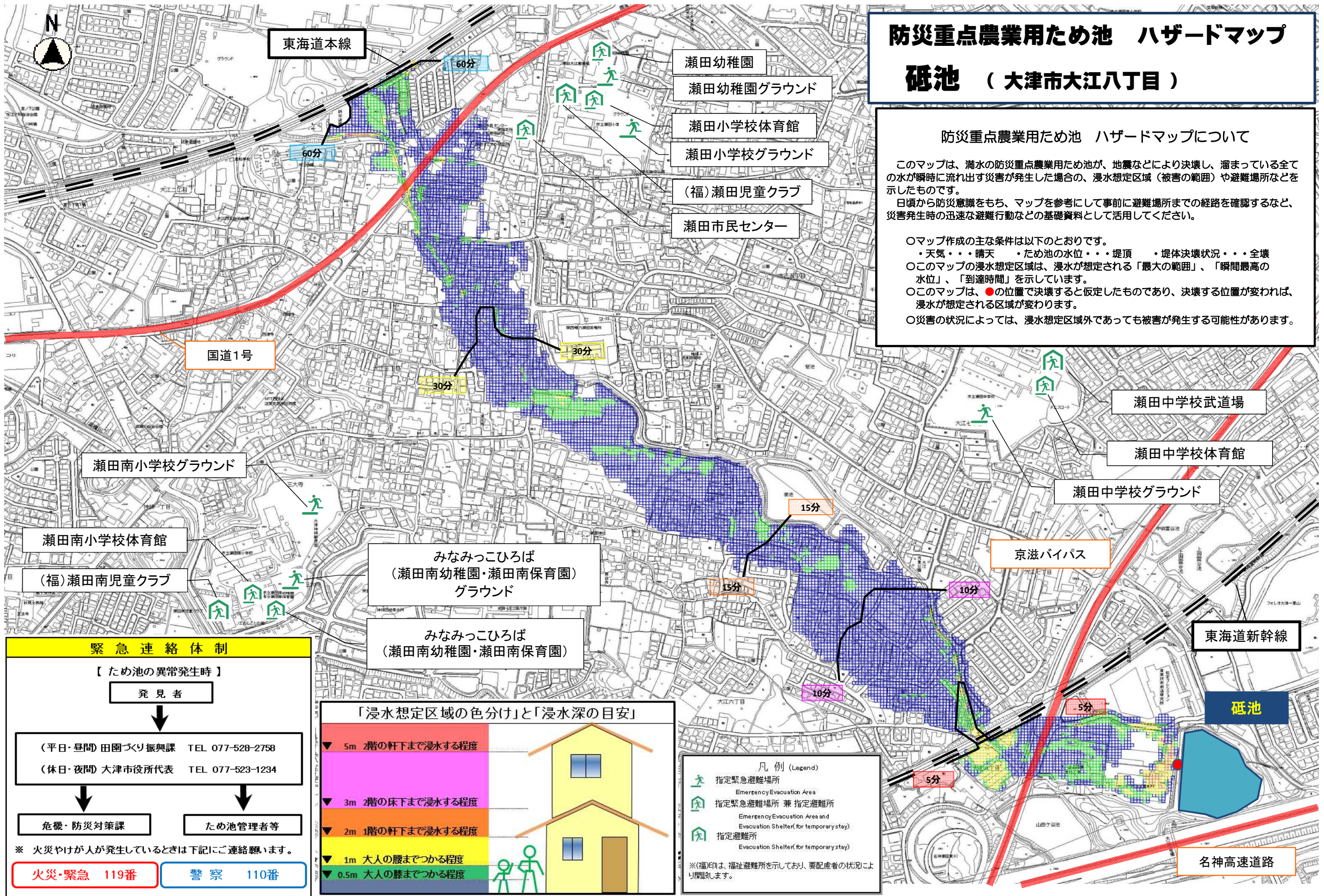




指定緊急避難場所:災害の危機から逃れるための場所(災害種別ごとに指定)
指定避難所:避難された方等に一定期間滞在してもらうための施設
※(福)印は指定福祉避難所を示しています。
※開設する避難所は市で判断し、避難情報と合わせて発表します。
(全ての避難所が同時に開設するわけではありません。)

大津市 産業観光部 田園づくり振興課
令和2年3月 作成(令和8年9月修正)